

寒河江市市税に関する証明書等の交付申請に係る本人確認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市税に関する証明書等の交付申請書を提出した者に対し、本人確認を行うことにより、第三者からの虚偽その他の不正な手段による申請を未然に防止することを目的とする。

(本人確認の対象とする申請)

第2条 本人確認の対象とする申請は、別表のとおりとする。

(本人確認の対象者)

第3条 本人確認の対象者は、前条に規定する申請に係る交付申請書を提出した者(以下「申請者」という。)とする。

(本人確認の方法)

第4条 市長は、申請者に対し次に掲げるいずれかの書面(以下「身分証明書等」という。)の提示を求めることにより本人確認を行うものとする。

(1) 官公署が発行した顔写真付の証明書類(いずれか1点の提示が必要)

運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真添付されたもの)、身体障害者手帳その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格者証等

(2) 官公署が発行した顔写真のない証明書類(2点の提示が必要)

各種健康保険の被保険者証、各種年金証書又は手帳、住民基本台帳カード(顔写真添付のないもの)、健康手帳その他地方公共団体の発行した書類等

(3) 官公署発行以外の証明書類(2点の提示が必要)

社員証、学生証、団体等の身分証明書等

2 前項各号に規定する身分証明書等の提示がないとき、又は身分証明書等の提示があった場合で本人であることに疑義が生じたときは、口頭による質問等により本人確認を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による本人確認の結果、疑義が生じた場合は、その申請を拒むことができる。

(郵便等による申請の本人確認)

第5条 市長は、郵便等により第2条に規定する申請があった場合は、前条第1項各号の規定により申請者の身分証明書等の写しの添付を求め、本人確認を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	証明書等の名称
所得関係	所得証明書
	課税（非課税）証明書
納税関係	納税証明書
	軽自動車税納税証明書
固定資産関係	資産証明書
	評価額証明書
	公課証明書
	固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書（名寄）
	土地に関する証明書（車庫証明用）
その他	その他の証明書